

熊本県告示第318号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県阿蘇地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川白川水系黒川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
阿蘇郡阿蘇町大字的石1067番1地先から
阿蘇郡阿蘇町大字跡ヶ瀬151番1地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 阿蘇町長 河崎 敦夫
阿蘇郡阿蘇町内牧261番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成14年11月29日から道路の存続する日まで

熊本県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成15年3月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266号	下益城郡松橋町大字曲野字中村 1244番4地先から 同 所 同 字 1070番地先まで	前	10.8 ～ 10.8	9.2	美化側溝
			後	10.8 ～ 15.9	9.2	
一般 県道	小 川 停車場線	下益城郡小川町大字河江字八の坪 96番6地先から 同 所 同 字 99番4地先まで	前	11.5 ～ 25.4	88.0	単 交 安
			後	11.5 ～ 25.4	80.0	

2 区域変更する期日 平成15年3月26日

熊本県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成15年3月26日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。